

各教科等編

資料の見方について

- 学習指導要領や学習指導要領解説の参照ページの表記については、以下のように示した。なお、学習指導要領解説の参照ページは、平成30年2月15日現在で、文部科学省のホームページに掲載されているものを記載したため、刊行された学習指導要領解説のページと異なる場合がある。

(学P○○) ……「学習指導要領の○○ページを参照」を表す。

(解P◇◇) ……「学習指導要領解説当該教科等編の◇◇ページを参照」を表す。

(編P□□) ……「編成要領の□□ページを参照」を表す。

- 第5章「各教科」、第7章「外国語活動」、第8章「総合的な学習の時間」及び第9章「特別活動」では「第1 指導計画の作成」の「3 指導計画作成に当たっての留意すべき事項」において以下の五つの共通な視点を設けた。

- (1) 「特別な配慮を必要とするなど課題を抱えた児童への指導」の視点
- (2) 「主体的・対話的で深い学び」の視点
- (3) 「教科等横断的」な視点
- (4) 「社会に開かれた教育課程」の視点
- (5) 「道徳教育の充実」の視点

「第2 指導計画作成のための資料」では、年間や単元の指導計画等において、この視点を踏まえた留意事項を示している。その際、例えば、(1)の視点における留意事項であれば、その末尾に【3(1)】と表記した。

- 第5章「各教科」、第6章「道徳教育（『特別の教科 道徳』を含む。）」、第7章「外国語活動」、第8章「総合的な学習の時間」及び第9章「特別活動」の「第2 指導計画作成のための資料（第6章にあっては、『第3 指導計画作成のための資料』）」において、各学校が指導計画等を作成するに当たり、改訂により新たに加えられた事項等を含め重視すべき部分については、吹き出しで示したり、囲んだりするなどして強調した。

- 第6章「道徳教育（『特別の教科 道徳』を含む。）」については、平成28年3月に改訂した「埼玉県小・中学校教育課程編成要領（道徳）」の一部を書き換え掲載した。